

～ 生かそう！あなたの大切な1票 ～

4月23日(日)は下野市議会議員選挙の投票日です



本年4月30日に任期満了となる下野市議会議員の選挙は、4月16日(日)に告示され、4月23日(日)に市内28か所の投票所で午前7時から午後8時まで投票が行われます。必ず投票に行きましょう。

投票できる人

昭和61年4月24日以前に生まれた方で、平成18年1月15日以前から(転入者については、同日までに転入届出をした方)下野市に引き続き住所(住民基本台帳)があり、選挙人名簿に登録されている方です。

なお、投票日までに他の市町村へ転出した方は、投票所入場券が郵送されても投票できませんのでご承知ください。

投票所入場券は、4月17日(月)郵送

投票所などを記載した入場券は、4月17日(月)に郵送で発送します。投票の際は、入場券を持参してください。(はがきで1人に1枚ずつ)忘れた方は、投票所で係員にお申し出ください。

なお、入場券が届かなかった場合は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

期日前投票は、4月17日から始まります

投票日の当日に、仕事や冠婚葬祭などの予定のある方や、レジャーや買い物などでお出かけの方、疾病・負傷・妊娠などのため歩行が困難な方は、期日前投票ができます。

期日前投票期間 4月17日(月)～22日(土)

期日前投票時間 午前8時30分～午後8時

期日前投票所 ・国分寺公民館1階

・石橋庁舎1階

・南河内庁舎別館会議室

入場券がお手元に届いている方はお持ちください。

期日前投票は、3施設どこでも投票することができます。

(注)投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所で投票することになります。

投票の諸制度をご利用ください

代理投票 身体が不自由で、自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による代理投票をご利用ください(本人が投票所に出掛けていただくことが必要です)。

点字投票 目が不自由な方は、点字投票をご利用ください。各投票所には、点字器を備えています。

選挙広報を配布します

候補者の政見を知っていただくため、選挙公報を配布します。(4月19日(水)予定)

新聞折り込みのほか各庁舎や公民館等に備え付ける予定ですのでご覧ください。

郵便などによる不在者投票をご利用ください

郵便による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、一定基準以上の障害があると認められる場合、あるいは介護保険法による要介護者で区分が「要介護度5」である場合などは、郵便等による不在者投票ができます。さらに一定基準以上の障害があると認められる場合には代理記載制度もあります。

事前に郵便等投票証明書の交付申請が必要となりますので、早めに市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

すでに郵便等投票証明書をお持ちの方の投票用紙の請求は、4月19日(水)までになります。

他の市町村での不在者投票

仕事などの都合により滞在先の選挙管委員会で不在者投票をされる方は、下野市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

病院、老人ホーム等の指定施設での不在者投票

栃木県選挙管理委員会から指定を受けている病院、老人ホーム等に入院または入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。この場合には、施設管理者に不在者投票を希望する旨を申し出てください。

お問い合わせ先

下野市選挙管理委員会事務局

☎40-5562

臨時電話番号のお知らせ

下記の期間は、問い合わせ先番号が変わりますのでお知らせします。

【期間】 4月16日(日)及び

4月22日(土)～23日(日)

【番号】 080-3508-3819